

## 公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター寄附金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター（以下「この法人」という。）が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 この法人が受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
  - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ用途を特定した寄附金
  - (3) 募集特定寄附金 この法人が、あらかじめ用途を特定するもので、募集目標額、募集期間、募集対象事業、募集理由、資金用途など必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）をもって募集する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(募集特定寄附金の募集)

第4条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 募集特定寄附金を募集するときは、寄附を申し出た者へ募金目論見書を事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目録見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受入制限)

第6条 寄附金が、次の各号のいずれかに該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を、受け入れることができないものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合。
  - (2) 寄附金を受入れることにより著しい経費の負担を伴う場合。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂上支障があると認められる場合及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。
- 2 寄附金の受領後に前項の各号いずれかに該当することが判明した場合、当該寄附金を返還するものとし、それによりがたい場合は理事長が別に定める。

(寄附金の使途)

第7条 一般寄附金は、その50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用するものとし、残額についてはその管理費に使用することができる。

- 2 前項については、寄附者にこの規定を示し、了解を得るものとする。

- 3 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に使用するものとする。
- 4 募集特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募集目論見書に従って、定款第4条の公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(受入手続)

第8条 寄附者からこの法人に対し寄附の申し込みがあったときは、別に定める書面（電磁的方法によるものも含む。）を徴するものとする。

- 2 理事長は、寄附の申し込みを受理した時は、第6条に定める受入制限に該当しないことを確認し、寄附金の受入れの決定を行う。
- 3 寄附金の受入れを決定したときは、寄附者にその旨を通知するとともに、寄附金の受入れに必要な情報を提供するものとする。

(受領書の送付)

第9条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金の保管)

第10条 金銭による寄附金は、理事長が指定する銀行等に預託するものとする。この場合において生じた利子は、寄附金の増加に充てないものとする。

(募金に係る結果の報告)

第11条 この法人は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に送付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 この法人は、募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に送付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第12条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第13条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。